

P F I 事業の実施状況に関する国会報告について

1. 背景

平成 25 年 5 月 30 日参議院内閣委員会において、P F I 法の一部を改正する法律（民間資金等活用事業推進機構設立に係る法改正）の附帯決議として、P F I 事業の実施状況に関して、国会に報告することが盛り込まれた。

2. 構成案

1 P F I 法制定及び改正の経緯

- (1) P F I 法制定の経緯
- (2) 平成 13 年法改正について（行政財産の貸付け 等）
- (3) 平成 17 年法改正について（行政財産の貸付けの拡充 等）
- (4) 平成 23 年法改正について（公共施設等運営権制度、民間提案制度 等）
- (5) 平成 25 年法改正について（民間資金等活用事業推進機構 等）

2 基本方針・ガイドライン制定及び改定の経緯

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針
- (2) P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン
- (3) P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- (4) V F M (Value For Money) に関するガイドライン
- (5) 契約に関するガイドライン
- (6) モニタリングに関するガイドライン
- (7) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

3 「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」の策定及び推進

4 事業実施状況

- (1) P F I 事業全体の傾向
- (2) P F I 事業実施方針公表年度別の傾向

5 先進的な P F I 手法の導入事例等

- (1) 公共施設等運営権
- (2) 収益施設の併設・活用
- (3) 公的不動産の有効活用
- (4) その他の事業類型
- (5) 地方公共団体における先進的な取組等

<参考>

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一～三 略

四 P F I 法施行から、十年以上経過していることに鑑み、この間の P F I 事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、P F I 推進委員会を積極的に活用すること。